

外務省

《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改正 平成21年9月改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 対象は、以下の政策とする。 イ 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ロ 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ハ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策
	③ 事後評価の対象等	○ 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。 ○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)等)に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ○ 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 ○ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成21年3月24日策定)	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策、46の具体的施策
	② 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	○ 未着手: 政府開発援助4案件 ○ 未了: 政府開発援助17案件
	③ その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		政府開発援助：59件 〔表 10-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表 10-3-ウ〕	実施が妥当	59 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	59 《22》	
					概算要求に反映（することを予定）	23 《22》	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	総合評価方式：24件 〔表 10-3-エ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表 10-3-オ〕	目標を達成した	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4	
			目標の達成に向けて相当な進展があった	10		概算要求に反映	4
						機構・定員要求に反映	1
						機構要求に反映	1
						定員要求に反映	1
			目標の達成に向けて進展があった	14		② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	20
			目標の達成に向けて一定の進展があった	0			概算要求に反映
機構・定員要求に反映	20						
機構要求に反映	14						
定員要求に反映	20						
目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった	0	③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した 【廃止・休止・中止】	13				
政策の一部の廃止・休止・中止	2						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	政府開発援助：2件 〔表 10-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	政府開発援助：15件 〔表 10-3-キ〕	継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	15		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

- (注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。
 2 《 》 は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年5月28日、6月1日、6月4日、6月18日、6月24日、7月3日、7月14日、8月6日、8月18日、8月31日、10月26日、11月5日、11月16日、12月7日、12月17日、22年2月1日、3月4日、3月15日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ウランバートル市高架橋建設計画」(モンゴル国)
2	「ムワンザ州及びマラ州給水計画」(タンザニア連合共和国)
3	「コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画」(ボリビア多民族国)
4	「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画」(セネガル共和国)
5	「バーブーダ島零細漁業施設整備計画」(アンティグア・バーブーダ国)
6	「ギゾ病院再建計画」(ソロモン諸島)
7	「ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画」(ソロモン諸島)
8	「カミギン島防災復旧計画」(フィリピン共和国)
9	「第三次橋梁架け替え計画」(ブータン王国)
10	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
11	「ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画」(パプアニューギニア独立国)
12	「リーブルビル零細漁業支援センター建設計画」(ガボン共和国)
13	「中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」(ブルキナファソ)
14	「小学校建設計画」(中央アフリカ共和国)
15	「カプサベット上水道拡張計画」(ケニア共和国)
16	「国道8号線改修計画」(ガーナ共和国)
17	「第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画」(マリ共和国)
18	「オロミア州給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
19	「国道一号線改修計画(第3期)」(カンボジア王国)
20	「空港治安対策強化計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
21	「第四次初等教育施設整備計画」(モンゴル国)
22	「ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画」(ザンビア共和国)
23	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
24	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
25	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
26	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
27	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
28	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
29	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
30	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
31	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
32	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
33	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
34	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
35	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
36	「ダンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
37	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
38	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-①参照。
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1~22については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年6月18日、10月26日、11月5日、12月17日、22年2月23日、3月15日、3月17日、3月25日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表 10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「物流インフラ開発計画」(フィリピン共和国)
2	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
3	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
4	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
5	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
6	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
7	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
8	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
9	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
10	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
11	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
12	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)
13	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
14	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
17	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
18	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
19	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
20	「オルカリア I 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
21	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-②参照。
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件（無償資金協力8、有償資金協力14）は、平成20年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「外務省における事前評価書」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成20年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ポンペイ国際空港改善計画」(ミクロネシア連邦)
2	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)」(インドネシア共和国)
3	「ドウスティーニジノピャンジ間道路整備計画(2/2)」(タジキスタン共和国)
4	「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」(バングラデシュ人民共和国)
5	「第二次ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)
6	「緊急給水計画」(モザンビーク共和国)
7	「緊急給水計画」(セネガル共和国)
8	「第四次小学校建設計画」(カメルーン共和国)
有償資金協力	

9	「環境開発計画」(フィリピン共和国)
10	「チェンナイ地下鉄建設計画」(インド)
11	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ2)」(インド)
12	「中小零細企業・省エネ支援計画」(インド)
13	「地方都市上下水道整備計画」(アゼルバイジャン共和国)
14	「ハリプール新発電所建設計画(第二期)」(バングラデシュ人民共和国)
15	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第四期)」(インド)
16	「グワハティ上水道整備計画」(インド)
17	「ホゲナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画(フェーズ2)」(インド)
18	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(I)」(タイ王国)
19	「ハイフォン都市環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第二期ハノイ水環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道・省道橋梁改修計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第一期)」(インドネシア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-③参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月20日に「平成21年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-④参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度（平成 21 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の 7 の基本目標に係る 24 の施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、I T 広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及び I T を活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）の 2 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日及び 11 月 30 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画」（インドネシア）	引き続き推進
2	「アンカラ給水計画」（トルコ）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 10-4-⑤参照。

2 平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 1 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況やその他状況の変化により追加の評価を行った 1 案件を加えた 2 案件を評価している。

(4) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 15 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「中部ルソン灌漑計画」(フィリピン)	引き続き推進
2	「アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)」(フィリピン)	引き続き推進
3	「メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画」(フィリピン)	引き続き推進
4	「下水処理施設整備計画」(モーリシャス)	引き続き推進
5	「農業改革地区総合農業開発計画」(タイ)	引き続き推進
6	「送配電網整備計画」(アルメニア)	引き続き推進
7	「山西省王曲火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
8	「陝西省韓城第2火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
9	「観光セクター開発計画」(ヨルダン)	引き続き推進
10	「ラデスーラグレット橋建設計画」(チュニジア)	引き続き推進
11	「水資源管理計画」(チュニジア)	引き続き推進
12	「サラワク大学建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
13	「東方政策」(マレーシア)	引き続き推進
14	「ベリスダム建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
15	「ハノイ交通網整備計画」(ベトナム)	引き続き推進

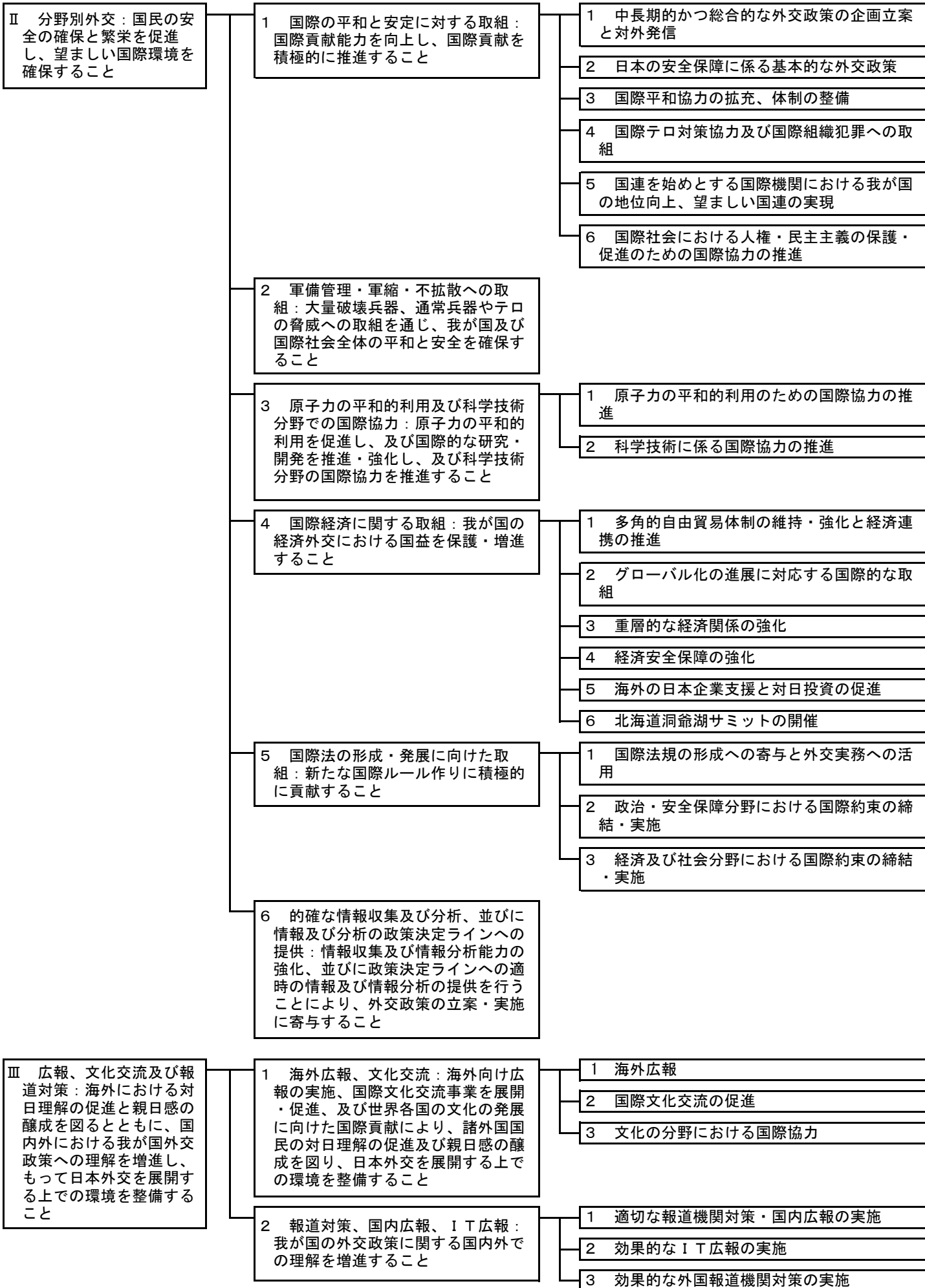
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-⑥参照。

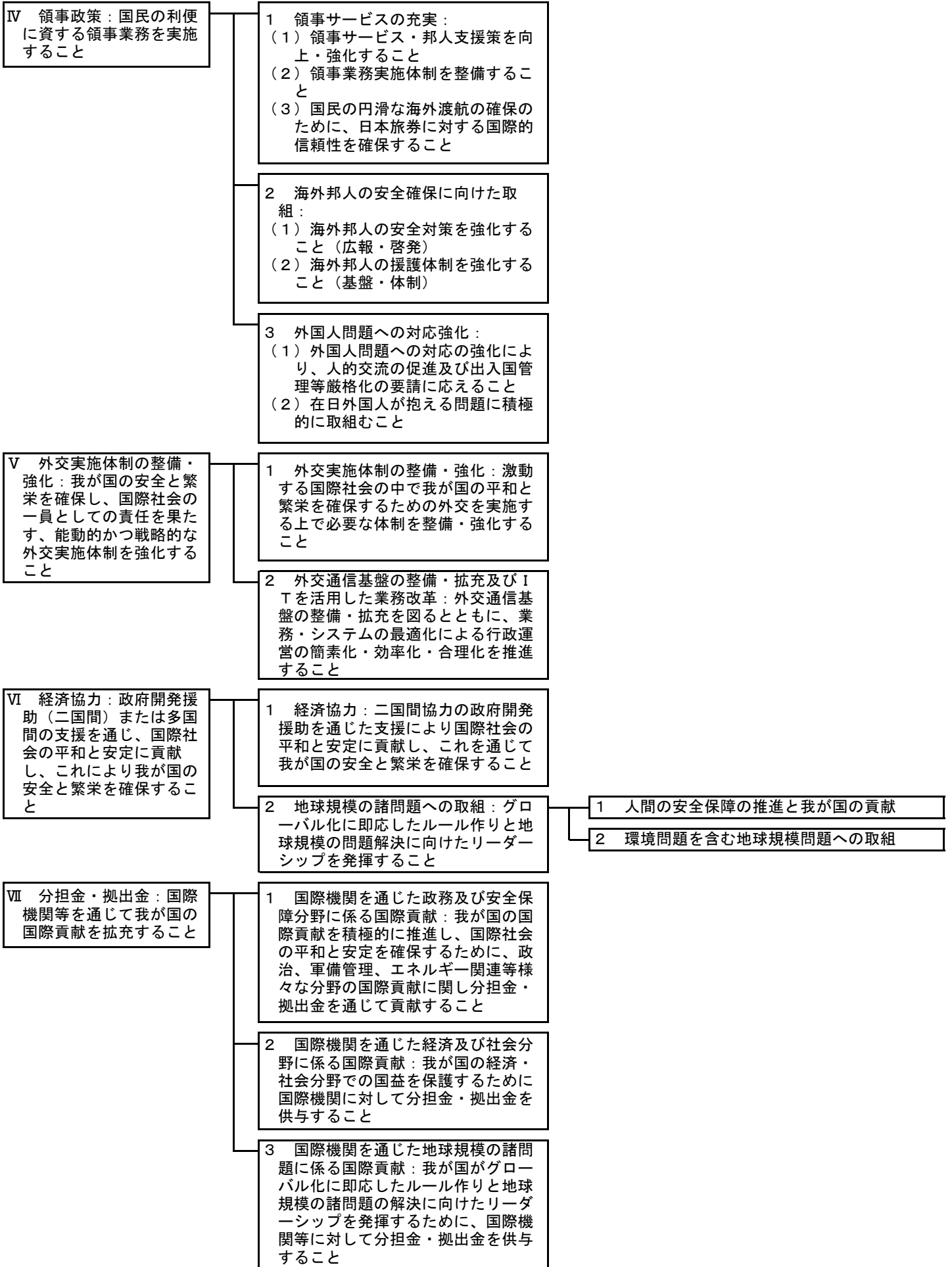
2 平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、事業が完了した2案件を除いた15案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照